



小児治療用眼鏡を
購入のための

補助金申請の流れ

お子様の治療用・弱視眼鏡に必要なメガネを購入する際、保険組合自治体から提供される補助金制度です。この制度は、満9歳までのお子様を対象に、メガネ購入用の一部が助成されるものです。手続きには、保険組合・自治体それぞれに申請が必要となります。

7割（未就学児は8割）

3割（未就学児は2割）

健康保険支給

自治体支給

小児治療用眼鏡の
補助金

最大 **40,492円**

1 まず眼科を受診してください

治療用または弱視用のメガネが必要と診断されたら「治療用・弱視治療等眼鏡作製指示書」を受領してください。

2 眼鏡店でメガネを購入

必ず、眼科で受領した「治療用・弱視治療等眼鏡作製指示書」をご持参ください。指示書に基づき、メガネをお作りいたします。

※助成金は、ご購入後の申請によって支給されます。ご購入の際は一旦全額のお支払いとなります。

※助成金の申請には、領収書の宛名が「お子様のお名前」である領収書が必要となります。眼鏡店にて領収書を受領する場合、必ずご確認ください。

3 ご加入の保険組合へ申請

保険組合により、申請手順が異なります。必ず、ご加入の保険組合へご確認ください。

社会保険・共済組合の場合

国民健康保険の場合

ご加入の
社会保険や共済組合のホームページから
「療養費支給申請書」をダウンロード

または

ご加入の
社会保険や共済組合へご連絡頂き
「療養費支給申請書」を入手

必要書類をご持参の上、各自治体の国民健康保険窓口にて申請してください。その後、担当者の指示に従い、自治体の支給申請手続きを進行してください。

必要事項をご記入の上、郵送してください。

後日「決定通知書（保険適応の証明書）」が届きます。受領後、自治体へ支給申請可能となります。

申請に必要な書類

●治療用眼鏡等作製指示書

●メガネ購入時の領収書

※自治体申請に再度必要となる書類ですので、必ずコピーを取ってください。

4 自治体へ小児医療費助成の支給申請

●預金口座番号（または通帳） ●印鑑 ●医療証 ●マイナ保険証 ●決定通知書

上記をご持参の上、お住いの自治体の「こども医療」に関する窓口へ、必要書類を揃えてご提出ください。

※世帯主およびお子様の個人番号（マイナンバー）と、本人確認が必要となります。

※申請期限が設けられている場合があります。メガネ購入後は、お早めの申請をお願いいたします。

手続き完了です

後日、正しく入金されているか、手続きの際に指定した振込先口座を確認してください。